

第四次厚木爆音訴訟原告団ニュース

No. 2号

発行：07年10月1日

第四次厚木爆音訴訟団の原告になられた皆さん、残暑厳しい折ですがお元気で過ごしのことと思います。さて第四次爆音訴訟団は下記に記載されていますように9月1日に結団式を行い、参加された皆さんの合意を得て正式に組織を発足させました。いま原告団事務局は新たに専任された藤田団長・齋藤事務局長のもとで地域組織の確立や、裁判に必要な書類の整理・弁護団との打ち合せなどなど鋭意作業を進めています。ようやく、弁護団との調整がつき提訴日が内定しました。これに合わせ原告団の第一回定期代議員総会などの日程も決まりました。原告団として提訴までの短期間に取り組むべき緊急な課題がいっぱいです。近況をお知らせするとともに原告のみなさんには、ぜひご理解を頂きご協力を得たいと思います。

大和市健康福祉センターにて 行われた結団式



会場いっぱいの原告団

激励の挨拶をする大和市長

第四次厚木爆音訴訟の結団式が9月1日大和市保健福祉センター大ホールで行われました。原告304名のほか、友好団体など約330名が参加、来賓として大木哲・大和市長をはじめ、神奈川平和運動センター、社会民主党県連代表や、厚木基地爆音防止期成同盟、基地撤去をめざす県央共闘の各代表が挨拶、周辺6市長からのメッセージをいただき、熱気あふれる式となりました。

第四次訴訟のこれまでの経過と基調を大波修二実行委員会事務局長が報告、各地で120回以上の集会や60回にも及ぶ弁護士説明会を実施して2400世帯・6700人以上の原告が加わる原告団になったことを明らかにしました。

そして、訴訟団の運営に欠かせない規約案の概略を原告の金子ときおさんが説明、代議員総会で決定することを提案したほか、24人の弁護団を代表して中野弁護士から行政訴訟として全国で初めて飛行差止めも請求して、爆音の根絶をめざそうとする今回の訴訟内容が提起されました。原告団の団長には訴訟実行委員会を推進してきた藤田栄治さん、事務局長には齋藤英昭さんが提案された承されました。最後に今後の活動について齋藤事務局長(新)より提案。年内の提訴をめざして訴訟事務を進める一方、11月初旬に第1回代議員総会を開いて原告団規約、役員人事、支部長・ブロック長などの組織体制の確立と訴訟内容、活動方針を決めるほか、「訴訟勝利市民集会」を開くなどの予定を提案し、藤田新団長の音頭で参加者全員が団結頑張ろう！を三唱して結団式を締めくくりました。

テンテコ舞の 事務所スタッフ



相模大塚駅前に新たに設けられた第四次訴訟団事務所。

今春以来、8市の各地で20回以上開かれた参加説明会や60回以上に及ぶ弁護士を交えた説明会。そのお知らせや書類の印刷・発送、加入希望の皆さんから寄せられた加入申込みハガキの整理と原告名簿の作成を始め、皆さんから郵送されて連日届く手続き書類のチェック、一方では問い合わせの電話や事務所を訪れて説明を聞きに来る皆さんへの対応など、てんてこ舞いの毎日が続いています。書類の提出が佳境に入った夏には、夏休みを返上して事務所書類の山と格闘する齋藤事務局長の姿もありました。7000名にも及ぶ原告の皆さんがせっかく出された書類もすべての書類が揃っていないとか、記入された内容に不備があったり、捺印を忘れるなど、問題もさまざま。どこまでが許容範囲なのかを弁護団と調整することも。提出された手続き書類が裁判所で認められないようなことがあっては大変です。皆さんの意見が裁判官に届かなければ、集団訴訟の意義も薄れてしまいます。

そこで、事務局では、連休も返上して、年内の提訴を実現すべく、大奮闘の最中です。

現在、各支部の担当者が書類の不備を補うべく原告の皆さんに訂正をお願いする作業が続いています。お手数ですが、原告の皆さんの早期の書類の提出と訂正作業へのご協力をお願いします。



提訴日12月17日(月)に内定

提訴日が内定しました。

9月27日に行われた弁護団会議で、提訴日を12月17日にすることを確認、裁判所と調整することになりました。いよいよこの日を期して、被告・国(防衛省)を相手どった第四次厚木爆音訴訟(裁判)の幕が切って落とされることとなります。

提訴日には、横浜地方裁判所前に数百人規模の原告を集め、爆音被害に苦しむ基地周辺住民の怒りの声や、私たち原告の訴え「飛行差止め・損害賠償請求」を裁判官や世論に大きくアピールしたいと思っています。

第四次厚木爆音訴訟の門出の大行動です。原告の皆さんの多数の参加を期待します。

※なお詳細は、次号ニュースまたは役員を通じて改めてお知らせします。



地裁に向う
(第三次)原告団

地裁前での(第三次)原告抗議集会

〈第四次訴訟の要求課題〉

飛行差止めと損害賠償請求

第四次訴訟で私たちが要求していく課題は、「飛行差止め」と「損害賠償請求」です。

飛行差止め請求は、爆音被害を放置してきた国の責任を厳しく糾弾した三次訴訟の経緯を引き継ぎ、一定の期間(時間帯)は「米軍機・自衛隊機とも飛行を差し控えろ!」とするもので、爆音解消に正面から立ち向かう政治的な要求となります。特に今回の第四次訴訟では、この「飛行差止め」を民事訴訟と行政訴訟の両面から迫る画期的な手法で臨みます。

また、損害賠償請求は、「過去3年間の被害に対し正当な損害賠償を行え!」(裁判継続期間は加算される)とする要求になります。第四次訴訟はこの二つの大きな課題を追求する裁判になります。

10月中~下旬弁護団と原告団の「訴状検討会」を行います。
参加希望者は事務局に一報下さい。会場・時間等お知らせします。

提出書類は10月5日で締め切り 遅れた方は追加提訴になります

提訴日に原告が裁判所に提出しなければならない書類は

- 1) 原告名簿(原告番号・損害賠償額記載のもの)
- 2) 住民票
- 3) 訴訟委任状
- 4) 被害状況陳述書の4点 です。

このうち最も重要な、1)の原告名簿は、原告の皆さんから提出していただく(2)・(3)・(4)の書類がないと作成することができません。

第四次訴訟は、7000名を超す原告の申し込みがありましたが、説明会に出席してない方、書類の未提出者、書類は提出しても記入誤り・記入漏れ・署名捺印がないものなど不備なものが非常に多くあります。

このため事務局は説明会を延長したり、不備な書類は地域役員にご足労を願い、個別訪問をして整理をするなど努力をしていますが、最終的に提訴に間に合わすためには、10月5日必着をもって受付を締め切らざるを得ません。

未提出者、書類が不備な方は追加提訴に回ることになりますのでご了承下さい。

(注) 爆同会員・三次訴訟原告の申込者で書類を提出していない方が多数あります。加入申し込みハガキを出しても書類を提出しないと原告にはなりません。

＝静かな空を返せ＝ 第1回定期総会の日程が決まりました

第四次爆音訴訟団の、正式な旗揚げとなる第1回代議員総会の日程が下記のように決まりました。

と き：11月11日(日曜)10:00～

会 場：大和市保健福祉センター

- 予定議案
- 1) 提訴に至る実行委員会の経過報告
 - 2) 1年間(初年度)の活動方針
 - 3) 提訴内容の提案
 - 4) 実行委員会の会計決算報告
 - 5) 初年度の予算案
 - 6) 役員の選出
 - 7) 開会宣言

などを予定しております。

また、終了後12:00ごろより弁護団を交えた原告交流集会を行う予定です。

※なお、活動方針原案・訴状内容等については次回ニュース3号でお知らせします。代議員・傍聴なども次回ニュースに記載します。

飛行差止め原告(希望者)を募ります

さきにも触れましたが、第四次訴訟では行政訴訟・民事訴訟両面から「飛行差止め」要求を起こすこととなります。

この飛行差止めは原告全員で行うのではなく、提訴者の内100名程度の有志を集め、この100名が(行政・民事各50名)全体を代弁して法廷で意見を述べる、通称「チャンピオン方式」で行うことにしています。

弁護団からは、爆音激甚地域から約80名、各行政区から20名程度との考えが示されています。

すでに各地域で呼びかけを行っておりますが、「ぜひ飛行差止め原告として法廷で意見を述べたい」という意思のあるかたは、事務局まで申し出て下さい。

締め切り期限は10月20日までです。



※なお飛行差止め原告になる場合は、改めて委任状を提出して頂くことになります。
また希望者多数の場合は、地域割り当てや、重複を避けるため、事務局で調整させていただきます。

＝9・19艦載機をどる＝

ふたたび激しい爆音を響かせる飛行機訓練が始まろうとしています。もう我慢も限界を超えています。訴訟団では抗議行動も計画しています。市民をはじめ原告になられた方々、抗議行動には是非参加をお願いいたします。

爆音がうるさい時は電話をしよう!!

抗議の電話は
防衛省南関東防衛局座間防衛事務所
046-261-4332
苦情の電話は
各地区の市役所渉外課へ

